

八代港における大型旅客船入出港に伴う
航行安全対策運用基準
(岸壁 G2 ~ G4)

(7万GT、8万GT、11万GT、13万、
16万、22万トンのGT級客船)

平成29年4月策定

熊本県河川港湾局港湾課

目 次

7万GT、8万GT、11万GT、13万GT、16万GT、
22万GT級客船の運用基準・・・P1

- 1.1 入出港時の航行安全対策
- 1.2 周知広報と協力依頼等
- 1.3 係留時の安全対策
- 1.4 風速条件の管理について

「八代港における大型旅客船入出港に伴う航行安全対策運用基準」 の取扱いについて

八代港における大型旅客船入出港に伴う航行安全対策は、以下とおりの取扱いとする。

1 航行安全対策の運用について

7万トン、8万トン、11万トン、13万トン、16万トン、22万トン級の航行安全対策については、それぞれの運用基準を適用する。

なお、それ以外の船型については、船舶の性能等を確認したうえで、支障が無いと判断される場合は、直近上位の航行安全対策を準用する。

7万 GT、8万 GT、11万 GT、13
万 GT、16万 GT、22万 GT 級
客 船 の 運 用 基 準
(岸壁 G2 ~ G4 対象)

1.1 入出港時の航行安全対策

7万GT級客船、8万GT級客船、11万GT級客船、13万GT級客船、16万GT級客船、および22万GT級客船の入出港時の基準は以下のとおりとすること。

1.1.1 入出港時間帯

制限なし

1.1.2 外力条件

風速条件： 7万GT級客船・・・平均風速 10m/s 以下
8万GT級客船・・・平均風速 9m/s 以下
11万GT級客船・・・平均風速 9m/s 以下
13万GT級客船・・・平均風速 9m/s 以下
16万GT級客船・・・平均風速 11m/s 以下
22万GT級客船・・・平均風速 12m/s 以下

潮流条件： 制限なし

1.1.3 その他の運用条件

余裕水深： 喫水の10%以上（水路航行時は喫水の15%以上）この場合、水深は海図記載のものとし、潮汐は加味しない。

視程： 2,000m以上（ECDIS装備船で正常に作動していること、また船長が初めて夜間入港する場合は視程3,000m以上確保すること。）
（但し、7万GT級以下については4,000m以上）

接離岸角： できる限り平行に接離岸する

接岸速度： 7万GT級客船・・・13cm/s 以下
8万GT級客船・・・13cm/s 以下
11万GT級客船・・・15cm/s 以下
13万GT級客船・・・12cm/s 以下
16万GT級客船・・・10cm/s 以下
22万GT級客船・・・9cm/s 以下

タグボート： 制限なし（但し、7万GT級以下はタグボート2,600PS～3,000PS以上2隻を配備する）

前路警戒船： 大築島南側～バース間、1隻配備する。

1.1.4 水路内での行き会いについて

八代港の水路内では、大型客船と他船が行き会わないように事前に協力依頼を行うとともに、大型客船が水路を航行する場合には、前路警戒船を先行させて行き会い回避の協力を依頼すること。

1.1.5 接岸速度等の注意

岸壁への接岸に際しては、できる限り接岸速度を抑えるとともに、岸壁と平行に近い角度で接岸することで、多くの防舷材に接触させること。

1.1.6 接岸・離岸に関する注意

7万、8万、11万、13万、および16万GT級客船の計画係留位置は、岸壁上の荷役機器（ガントリークレーン）に近いので、対象船舶の接離岸時にはできる限り平行に横移動し、船首尾が荷役機器に接触しないように十分に注意すること。

1.1.7 岸壁の利用に関して

着岸岸壁の前後に係留している他船との間には、適切な離隔距離を確保すること。

1.1.8 夜間入出港における対策

夜間に入出港する際は、次の対策を講じること。

岸壁照明が十分に確保されていること。（下記「**岸壁照明に関する対策**」を参照）
岸壁エプロンの輪郭が明示されていること。

ECDIS が正常に作動していること。

小築島と大築島付近は島の岸線が視認しづらいため、変針時等において障害物との位置関係を目視で確認できるようにすること。

手段例：出港時については、前路警戒船の探照灯、照明灯など。

入港時については、下記「**大築島と小築島付近の障害物等の明示対策(入港時)**」を参照

「岸壁照明に関する対策」

(1) ガントリークレーンが設置されていない場合の対策

バルーンライト 5 基（表 1.1.1 参照）で本船係留位置を照明すること。
本船係留位置（ブリッジポジション）をパトランプ等で明示すること。

(2) ガントリークレーンが設置されている場合の対策

コンテナヤードの照明を点灯するか、またはバルーンライト 5 基（表 1.1.1 参照）で本船係留位置を照明すること。

ガントリークレーンの位置を明示すること（照明、灯火等）。

本船係留位置（ブリッジポジション）をパトランプ等で明示すること。

表 1.1.1 バルーンライトの仕様および設置位置等（例）

全体 寸法	格納時	全長(mm)	1,040
		全幅(mm)	800
		全高(mm)	1,740
	操作時	全長(mm)	1,550
		全幅(mm)	1,600
		全高(mm)	4,460
バルーン直径(mm)			1,200
使用ランプ			メタルハライド
全光束(lm)			110,000
〔設置例：22 万 GT 級〕			
〔設置例：16 万 GT 級（平成 29 年度）〕			

「大築島と小築島付近の障害物等の明示対策（入港時）」

大築島と小築島付近は島の岸線が視認しづらいため、変針時等において障害物との位置関係を目視確認できるよう夜間入港時には表 1.1.2に示す対策を講ずること。

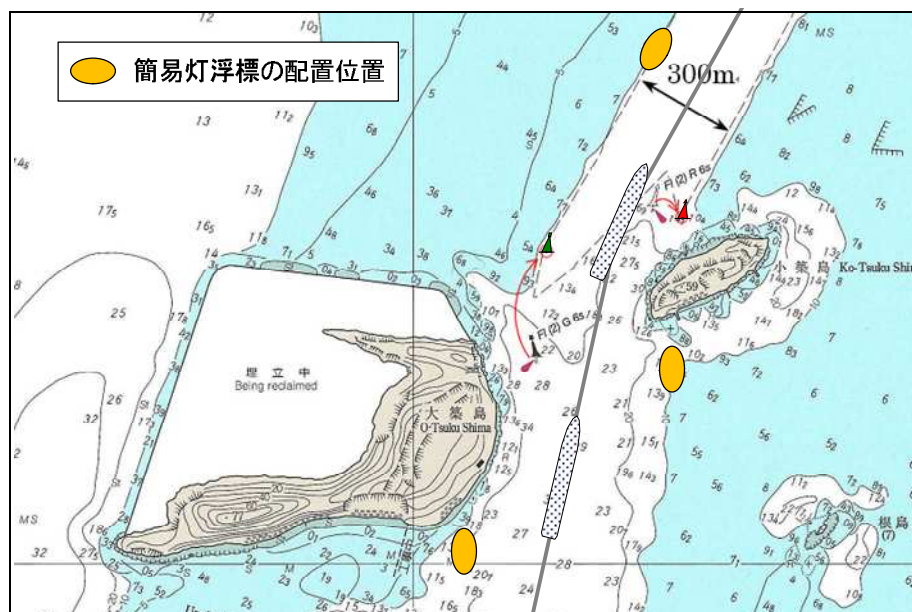
なお、表 1.1.2に示す明示対策は港湾管理者提案の簡易灯浮標設置を基本とし、具体的な簡易灯浮標の設置にあたっては、設置海域の海底地形、設置・回収方法を勘案し、上記提案と同等の効果を有する代替施設の設置も含め関係機関等と十分に協議した上で決定すること。また、設置については、本船および海域利用者に周知すること。

表 1.1.2 大築島と小築島付近の障害物等の明示対策

- (1) 大築島と小築島間の航行水域が把握できるよう、大築島側に 1 基および小築島側 1 基の簡易灯浮標（実効光度 4cd 以上）を設置すること。
- (2) 変針時に航路西側法線に対する前方余裕が把握できるよう、本船入航針路（013 度）の延長線と航路西側法線との交点付近に簡易灯浮標 1 基（実効光度 4cd 以上）を設置すること。

【設置する簡易灯浮標の仕様（例）】

灯 質	4 秒 1 閃光
灯 色	黄色
実効光度	4cd
光達距離	約 2.7km



【大築島・小築島付近の簡易灯浮標配置案（例）】

1.2 周知広報と協力依頼等

1.2.1 入出港情報の周知

本船の入出港に際しては、情報を海事関係者に対し十分事前に周知すること。

1.2.2 運航調整等

港湾管理者は、水路での行き会い等を回避するため、次の項目について八代港利用者に協力を依頼し調整すること。

大型客船の安全航行への協力依頼

パース会議の定期的な開催による大型船の相互調整

八代港入出港船と国際 VHF 等で常時連絡がとれる体制

1.2.3 大型客船受け入れの安全管理体制について

関係機関および団体は、大型客船を安全に受け入れるために「八代港大型船舶入出港に伴う対策協議会」を活用して必要な運用規則等をあらかじめ調整しておくこと。

1.3 係留時の安全対策

1.3.1 係留位置と風速条件

計画係留位置における係留可能な風速条件（平均風速）を以下に示す。（図 1.3.1～図 1.3.6参照）

【入船右舷付けの場合】

- 7万GT級客船 ... 平均風速 12m/s 以下
- 8万GT級客船 ... 平均風速 12m/s 以下
- 11万GT級客船 ... 平均風速 12m/s 以下
- 13万GT級客船 ... 平均風速 11m/s 以下
- 16万GT級客船[平成29年度] ... 平均風速 12m/s 以下
- 16万GT級客船[平成30年度] ... 平均風速 14m/s 以下
- 22万GT級客船 ... 平均風速 15m/s 以下

【出船左舷付けの場合】

- 7万GT級客船 ... 平均風速 12m/s 以下
- 8万GT級客船 ... 平均風速 11m/s 以下
- 11万GT級客船 ... 平均風速 12m/s 以下
- 13万GT級客船 ... 平均風速 12m/s 以下
- 16万GT級客船[平成29年度] ... 平均風速 13m/s 以下
- 16万GT級客船[平成30年度] ... 平均風速 14m/s 以下
- 22万GT級客船 ... 平均風速 14m/s 以下

1.3.2 係留時の注意事項

係留時には次の事項に注意すること。

(1) 係留索の張力

各係留索の張力をできる限り均等に保つこと。

(2) 70ton 曲柱を利用する場合の注意

22万GT級客船のムアリングウインチの巻き込み力は、係留索の最小破断張力との関係から70ton程度が予想されることから、係留索を70ton曲柱に取る場合には1本に限定するとともに、強力な巻き込みは控えるように本船に注意喚起しておくこと。

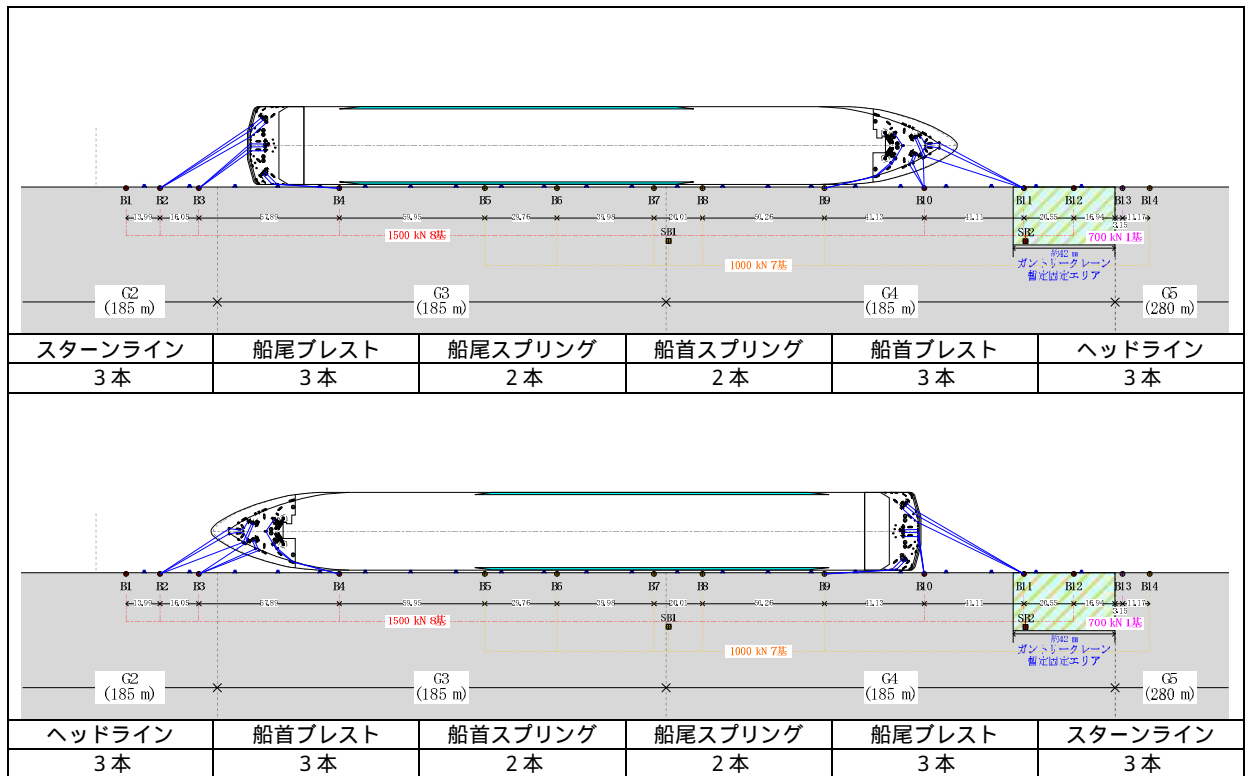


図 1.3.1 係留方法 (8万 GT 級大型客船) [平成 29 年度] (案)

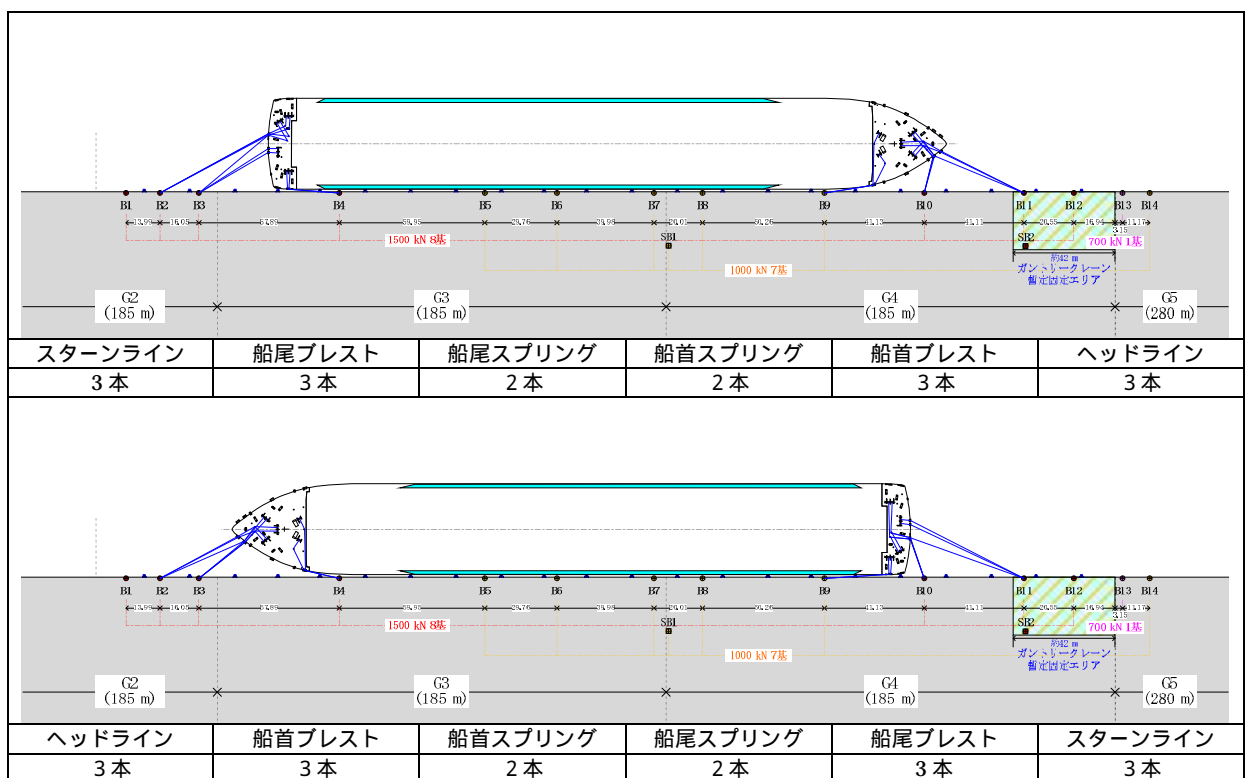


図 1.3.2 係留方法 (11万 GT 級大型客船) [平成 29 年度]

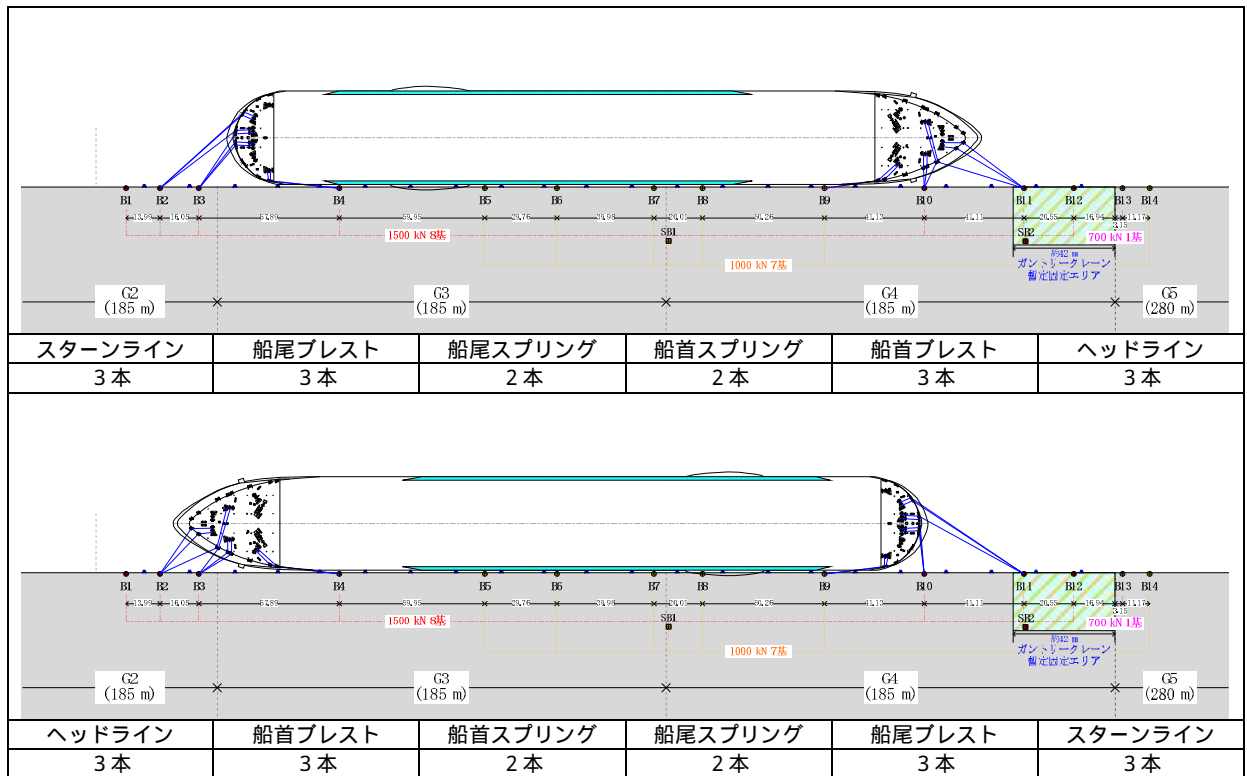


図 1.3.3 係留方法 (13万 GT 級大型客船) [平成 29 年度] (案)

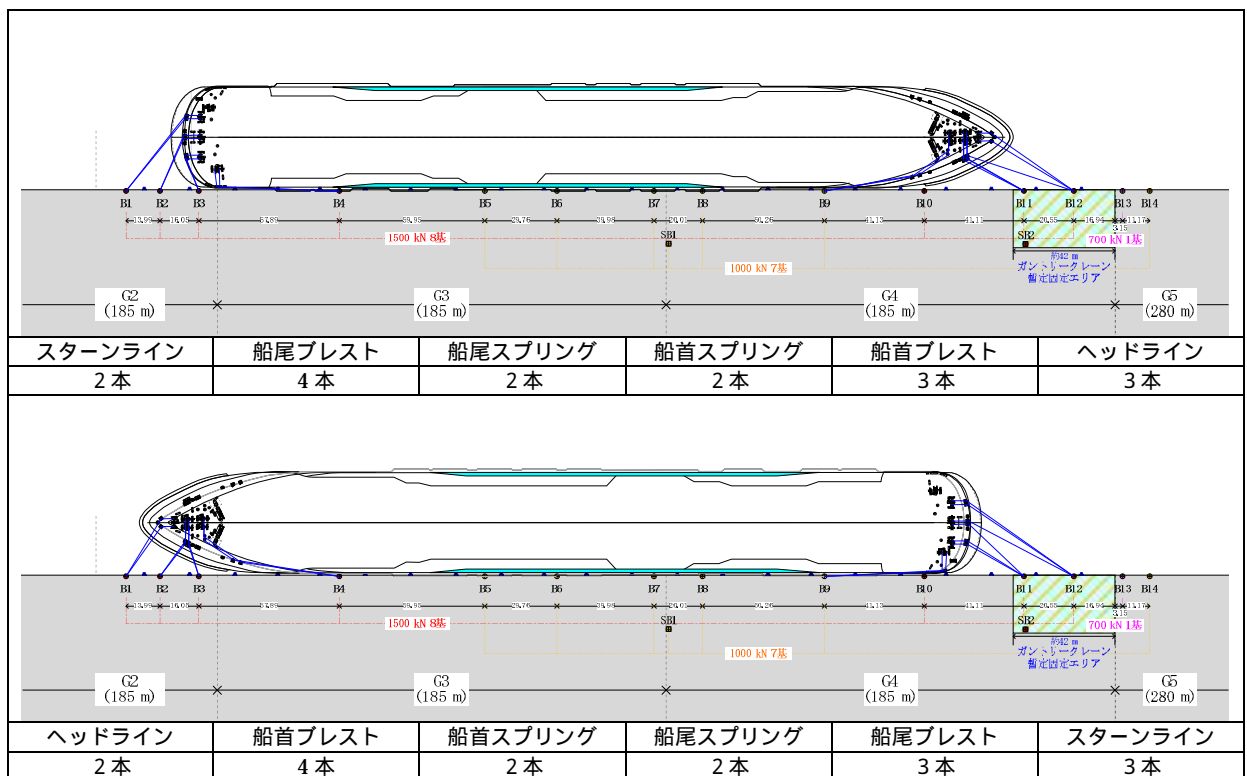


図 1.3.4 係留方法 (16万 GT 級大型客船) [平成 29 年度]

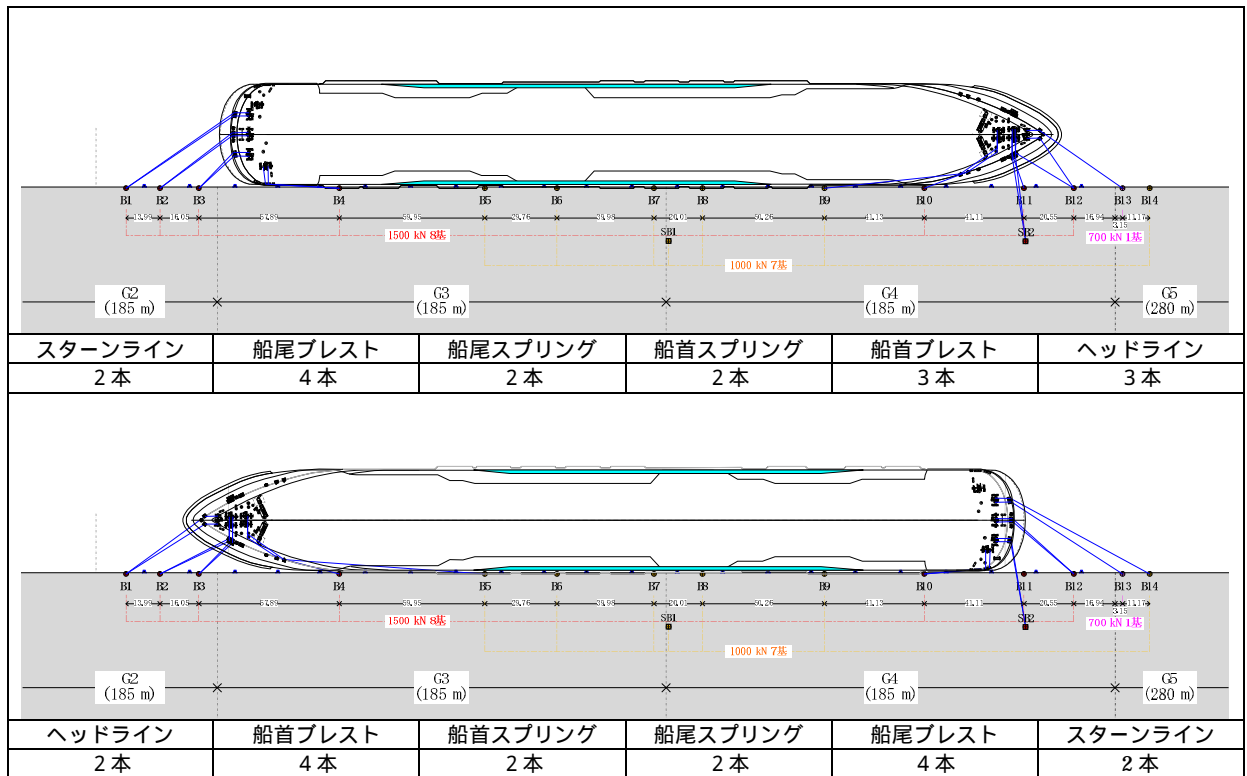


図 1.3.5 係留方法 (16万GT級大型客船) [平成30年度]

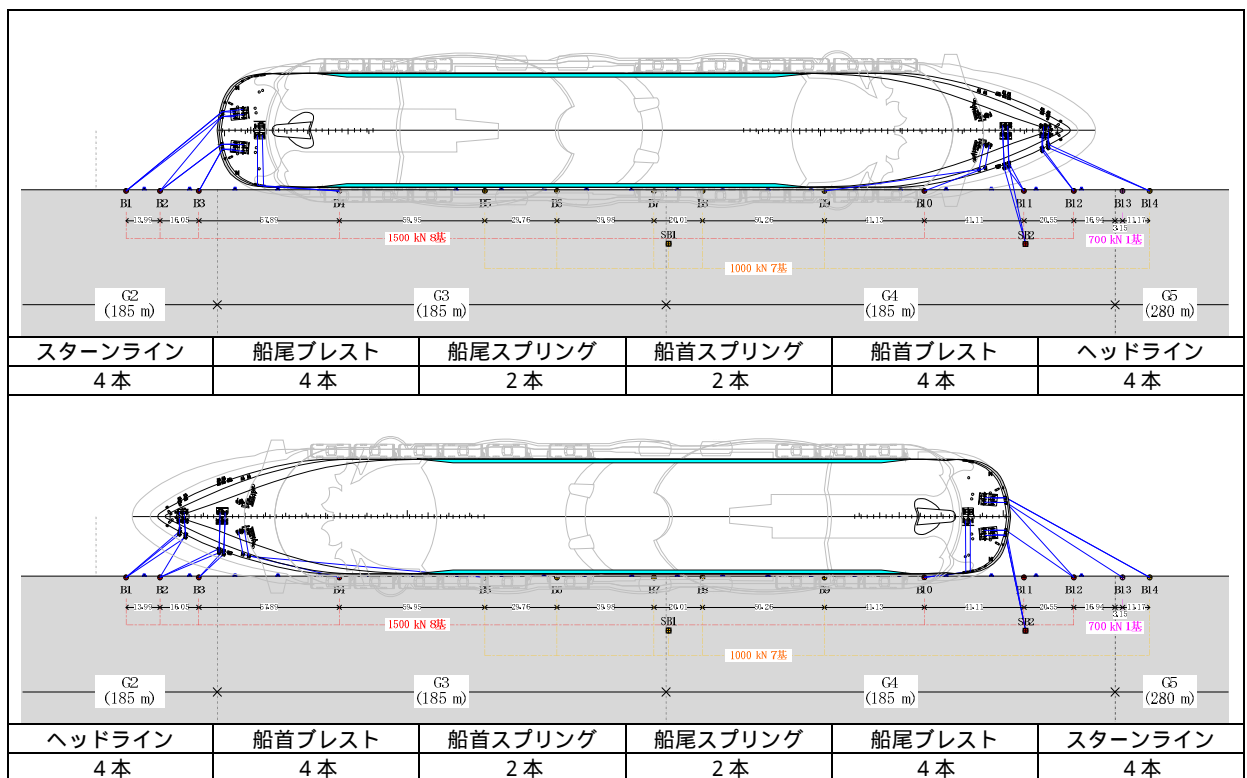


図 1.3.6 係留方法 (22万GT級大型客船) [平成30年度]

7万GT級の推奨係留については、11万GT級に準ずる

1.4 風速条件の管理について

港湾管理者は、下記局面ごとに期間中の平均風速が航行安全対策の風速条件を超えることが予想される場合には、その時期に応じた適切な対応をとること。

(1) 入港前

入港前に、次の各期間において航行安全対策の風速条件を超えることが予想される場合には、入港を見合わせるように本船に連絡すること。

入港操船中に、入出港時の風速条件を超えることが予想される場合

係留期間中に、係留時の風速条件を超えることが予想される場合

出港操船中に、入出港時の風速条件以下になることが予想されない場合

(2) 係留期間中

係留期間中に、係留時の風速条件を超えることが予想される場合には、入出港時の風速条件の範囲内で速やかに出港するように本船に連絡すること。

(3) 出港前

出港操船中に、入出港時の風速条件を超えることが予想される場合には、入出港時の風速条件の範囲内で速やかに出港するように本船に連絡すること。

